

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画の位置付け

本計画は、「老人福祉法」、「介護保険法」の規定に基づき、老人福祉計画および介護保険事業計画を一体的に構成したもので、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標などを定めたものです。

本計画は、平成27年2月に策定した計画（計画期間：平成27年度～29年度）を見直し、新たに策定するものです。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間です。

定めた計画内容については毎年度、達成状況を点検し、横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会および横須賀市介護保険運営協議会に計画の進行状況などを報告し、幅広い意見をいただきながら、進行管理を行います。

図表1 計画の期間

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
← 第5期計画期間 →								
			← 第6期計画期間 →					
						← 第7期計画期間 →		

### 3 計画への市民意見の反映

#### (1) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、平成28年度に要介護・要支援認定を受けていない高齢者および介護保険サービス利用者を対象としてアンケート調査を実施しました。また、介護保険事業者にもアンケート調査を実施し、実態把握を行いました。

##### ① 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査

対象者：要介護・要支援認定を受けていない高齢者 1,600人

実施期間：平成28年11月～12月

回答数：1,143人（回収率：71.4%）

##### ② 横須賀市介護保険に関するアンケート調査

対象者：要介護・要支援認定を受けている高齢者 2,000人

実施期間：平成28年11月～12月

回答数：1,177人（回収率：58.9%）

##### ③ 介護従事者アンケート調査

対象者：市内介護事業所に正規職員として就業している下記の人 909人

- ・ 特別養護老人ホーム職員
- ・ 介護老人保健施設職員
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所職員
- ・ 居宅介護支援事業所職員
- ・ 訪問介護事業所職員
- ・ 通所介護事業所職員
- ・ 地域包括支援センター職員

実施期間：平成28年11月～12月

回答数：554人（回収率：60.9%）

#### (2) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会等

計画の策定に当たっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会」において検討を行いました。また、「横須賀市介護保険運営協議会」等からも意見を聞きました。